

○大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例

令和元年9月26日条例第19号

改正

令和4年9月27日条例第15号

大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、大船渡市簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 簡易水道事業の名称及び給水区域は、別表第1のとおりとする。

3 給水人口及び1日最大給水量は、別表第2のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明す

る書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(大船渡市簡易水道事業特別会計設置条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 大船渡市簡易水道事業特別会計設置条例(平成13年大船渡市条例第53号)
 - (2) 大船渡市簡易水道事業基金条例(平成13年大船渡市条例第54号)
 - (3) 大船渡市簡易水道設置条例(平成13年大船渡市条例第55号)
(大船渡市簡易水道事業給水条例の一部改正)
- 3 大船渡市簡易水道事業給水条例(平成13年大船渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。
第2条中「大船渡市簡易水道設置条例(平成13年大船渡市条例第55号)第3条第1項」を「大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年大船渡市条例第19号)第3条第2項」に改める。
第4条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「共用するもの」の次に「又は公衆の用に供するもの」を加える。

附 則 (令和4年9月27日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	給水区域
根白簡易水道	三陸町吉浜字根白、字向野、字十二役及び字千歳並びに字扇洞の一部
本郷簡易水道	三陸町吉浜字大野、字平根、字横石、字川原、字中井、字上野及び字沖田並びに字扇洞の一部
越喜来簡易水道	三陸町越喜来字小出、字所通、字前田、字杉下、字沖田、字肥ノ田、字泊、字小泊、字井戸洞、字浪板、字東崎浜、字仲崎浜、字明神道、字大平及び字烏頭
甫嶺簡易水道	三陸町越喜来字西上甫嶺、字東上甫嶺、字西甫嶺、字鬼沢及び字甫嶺
綾里簡易水道	三陸町綾里字宮野、字中曾根、字平館、字熊ノ入、字野形、字坂本、字清水、字岩崎、字港、字黒土田、字石浜、字八ヶ森、字館、字田浜上、字田浜下、字野々前、字大畑野、字大明神、字大久保、字白浜、字殿畑、字小路、字打越及び赤崎町字合足
小石浜簡易水道	三陸町綾里字小石浜及び字館ヶ森
砂子浜簡易水道	三陸町綾里字砂子浜

別表第2 (第3条関係)

名称	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)
根白簡易水道	440	279.0
本郷簡易水道	1,050	560.4
越喜来簡易水道	2,430	1,200.0
甫嶺簡易水道	600	274.0
綾里簡易水道	2,100	950.0
小石浜簡易水道	138	60.0
砂子浜簡易水道	110	56.0